

東京23区外でこどもの定期予防接種を受けた方の費用助成について

平成31年4月1日以降に里帰り等やむを得ない理由により、東京23区外でこどもの定期予防接種を受けた方は、申請手続きにより費用を助成します。

1 助成対象者（以下のすべてに該当する方）

- 平成31年4月1日以降に東京23区外の医療機関において自費でこどもの定期予防接種を受けた方（20歳以下）。ただし、日本国内の医療機関に限ります。
- 接種日時点で江東区に住民登録がある方
- 接種前に江東区から「予防接種依頼書」の交付を受けた方

2 申請手続きについて

■接種前

江東区から「予防接種依頼書」の交付を受けてください。

■接種時

接種先の医療機関にて接種費用を全額お支払いください。

※誤った接種間隔、年齢で接種したなど定期接種と認められない場合は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

■接種後

接種後1年以内に下記書類を持参の上、保健予防課または各保健相談所の窓口にてお手続きください。

3 申請に必要なもの

①医療機関の発行する領収書（領収書はお返しします。）

複数のワクチンを同時接種した場合は各ワクチンの支払い額が分かる診療明細書等を添付してください。

②接種したことを証する書類として、以下のいずれか1つ

ア 予防接種済み**予診票**（様式は問いません）

イ 予防接種の記録がある**母子健康手帳**

ウ 定期予防接種確認書（**ア・イ**が提出できない場合に使用してください。予防接種を受けた医療機関に記入してもらってください。様式は、ホームページからダウンロードし印刷するか、問い合わせ先へご連絡ください。）

③預金通帳等、口座がわかるもの

④**朱肉を使うタイプ**の印鑑

4 助成額と支払いについて

江東区が定める接種単価を上限とし、提出された申請書類を審査した上で、助成額を決定します。申請月の翌月下旬に入金されますので、通帳等のご確認をお願いします。

東京23区外でこどもの定期予防接種を希望される方へ

里帰り等やむを得ない理由により、東京23区外でこどもの定期予防接種を希望する場合は、接種前に「**予防接種依頼書**」の発行手続きが必要です。

1 「予防接種依頼書」に基づき、定期接種としてこどもの予防接種を受けた場合

- ①平成31年4月1日以降に接種された接種費用について、申請により費用助成の対象となります。ただし、江東区の接種単価を上限とします。
 - ②万一、定期予防接種により引き起こされた副反応により健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法の定める救済制度が受けられます。
- ※任意接種（おたふくかぜなど）は、依頼書発行の対象外です。

2 依頼書発行手続きについて

「予防接種依頼書」発行には、申請が必要です。申請書が保健予防課に届いてから、依頼書の発送まで、1週間程度かかります。日程に余裕を持って申請してください。

■申請する前に

江東区が発行する「予防接種依頼書」の提出先（自治体か医療機関など）について、接種地の自治体に確認してください。（接種地と滞在地の市町村が異なる場合は、接種地の自治体に確認してください。）

■申請

紙による申請：申請書に必要事項を記入し、郵送にて下記提出先までお送りください。

申請書は、江東区のホームページからダウンロードいただくか、下記問い合わせ先までご連絡いただければ郵送またはファックスにてお送りいたします。

電子による申請：江東区ホームページの予防接種にリンクされている「電子申請」より、必要事項を入力し申請してください。

■依頼書の交付

提出いただいた申請書に基づき、依頼書を作成し、郵送します。

3 問い合わせ先

江東区保健所 保健予防課	東陽2-1-1	☎03-3647-5906
城東保健相談所	大島3-1-3	☎03-3637-6521
深川保健相談所	白河3-4-3-301	☎03-3641-1181
深川南部保健相談所	枝川1-8-15-102	☎03-5632-2291
城東南部保健相談所	南砂4-3-10	☎03-5606-5001

★申請書の提出先★

〒135-0016 江東区東陽2-1-1 江東区保健所保健予防課 予防接種担当 宛